

浜田労働基準監督署発表
令和8年3月24日（火）

担当者	浜田労働基準監督署
	署長 森下 孝則
	○監督・安衛課長 小泉 達彦
	電話 0855-22-1840

最低賃金法違反の疑いで書類送検 ～ 1 か月分の賃金不払いの疑い～

浜田労働基準監督署（署長：森下^{もりした} 孝則^{たかのり}）は、本日、最低賃金法違反の疑いで、株式会社高畑モータース及び同社代表取締役を松江地方検察庁浜田支部に書類送検しました。

1 被疑者

- （1）株式会社高畑^{たかはた}モータース
所在地：島根県江津市都治町
事業内容：自動車整備業
（2）同社代表取締役 A （男性 77 歳）

2 事件の概要

被疑者 A は、被疑会社の労働者 2 名に対する令和 7 年 10 月分（令和 7 年 9 月 26 日から同年 10 月 25 日まで）の賃金について、所定支払日である令和 7 年 10 月 31 日に、島根県最低賃金（時間額 962 円）以上の額で計算した金額を支払わなかったもの。

3 違反条文

株式会社高畑モータース及び被疑者 A に対して
最低賃金法違反
同法第 4 条第 1 項（最低賃金の効力）
同法第 40 条（罰則）
同法第 42 条（両罰規定）

4 参考事項

- （1）最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことを規定している。
（2）被疑者が所定支払日に支払っていない実際の不払賃金総額は約 35 万円である。

関連条文

○最低賃金法

(最低賃金の効力)

第四条 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

(第2項～第4項 略)

(罰則)

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者(地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。)は、五十万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。